

保健福祉センター設置条例を制定

町議会の議員定数を12名から9名に削減



第3回 町議会定例会

長提出議案15件、議員提出

発議案1件、意見書案1件

が審議に付された結果、そ

れぞれ原案のとおり可決し

平成17年度各会計歳入歳出

決算の認定について、決算

審査特別委員会に付託し閉

会しました。

本定例会で審議された議

案は次のとあります。

◎保健福祉センター設置条例

町民福祉の増進を図るとともに、医療介護予防活動の拠点施設として、従来の総合福祉センターを改修し、保健福祉センターが設置されたことから、総合福祉センター設置条例が廃止され、本条例が制定されました。

◎防災会議条例

これまで公民館として設置されていた総合福祉センターが廃止されることに伴い、保健福祉センターを公民館とするよう、本条例が改正されました。

◎重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

現役並みに所得がある場

合の医療費の負担割合が、現行の100分の20から1

00分の30へ引き上げられることから、本条例の一部

が改正されました。

◎老人医療費の助成に関する条例

現役並みに所得がある場

合の医療費の負担割合が、現行の100分の20から1

00分の30へ引き上げられることから、本条例の一部

が改正されました。

◎スキー場設置条例

スキーフィールドの営業時間に基

づき利用者の利便性を図るため、これまでの1日券と

ナイト券を4時間券と8

時間券に改めるよう、本条

例の一部が改正されました。

◎乳幼児医療給付に関する条例

児童福祉法に規定する措

置に基づき里親に委託され

た児童について、受給対象

とならないことから、本条

例の一部が改正されました。

◎地域包括支援センター設

置条例

これまでデイサービスセ

ンター内に設置されていた

地域包括支援センターが、

10月から保健福祉センター

内に設置されることから、

本条例の一部が改正されま

した。

◎指定居宅介護支援事業所

設置条例

これまで在宅介護支援セ

ンター内に設置されていた

指定居宅介護支援事業所が、

10月から地域包括支援セン

ターカ内に設置されることか

ら、本条例の一部が改正さ

れました。

◎国民健康保険条例

国民健康保険の被保険者

が出生したときに、世帯主

に対して支給される出産育

児一時金について、少子化

対策として現行の30万円か

ら35万円に引き上げるよう、

本条例の一部が改正されま

した。

その他の議決

意見書の可決

議員から提出された次の

意見書案について審議が行

われた結果、原案のとおり

可決されました。

・季節労働者の「特例一時

金」現行維持および通年雇

用の促進に関する意見書

置に基づき里親に委託された児童について、受給対象となりないことから、本条例の一部が改正されました。

平成18年第3回南富良野町議会定例会が9月21日から22日まで開催され、河原代表監査委員から監査報告、町長から6件の行政報告、議会運営委員長、産業建設常任委員長より所管事務調査報告、行政改革等検討

議員定例会が9月21日から22日まで開催され、河原代表監査委員から監査報告、町長から6件の行政報告、議会運営委員長および総務民教常任委員長、産業建設常任委員長より所管事務調査報告、行政改革等検討



△新しく教育委員に任命された河野 好氏

特別委員長より委員会調査中間報告、伊藤建議員から、「町の自治のかたちについて」など3件の一般質問が行われました。このあと議案審議に入り、各特別会計補正予算、条例の制定、条例の改正など町議会改革の一環として、平成18年度一般会計および各特別会計補正予算、条例の制定、条例の改正などを町議会の議員の定数を定める条例

平成17年度各会計歳入歳出出決算の認定

平成17年度一般会計およ

び6特別会計の歳入歳出決

算について審議に付された

結果、決算審査特別委員会

(委員長／金 強、副委員

長／渡邊龍幸、委員／伊藤

健、川村勝彦、酒井年夫)

に付託されました。

平成19年1月1日以後に告示される選挙から適用する議員定数を9名とするよう、本条例の一部が改正されました。

△町議会の議員の定数を定める条例

議会改革の一環として、

平成19年1月1日以後に告示される選挙から適用する議員定数を9名とするよう、本条例の一部が改正されました。

条例の制定

条例の改正

△保健福祉センター設置条例

町民福祉の増進を図るとともに、医療介護予防活動の拠点施設として、従来の総合福祉センターを改修し、保健福祉センターが設置されたことから、総合福祉センター設置条例が廃止され、本条例が制定されました。

△防災会議条例

これまで公民館として設

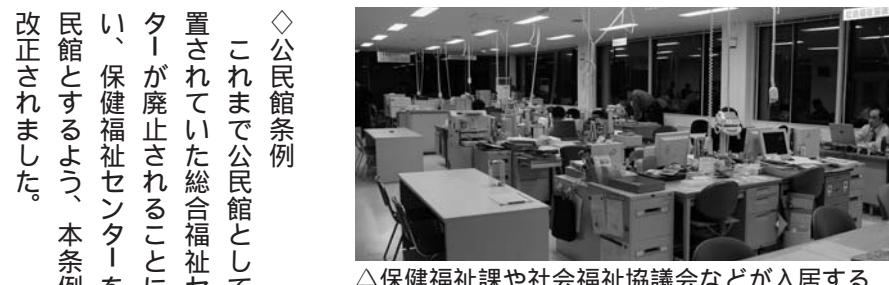
置されていた総合福祉セン

ターが廃止されることに伴

い、保健福祉センターを公

民館とするよう、本条例が改

正されました。



△保健福祉課や社会福祉協議会などが入居する保健福祉センター「みなくる」の事務室

△スキー場設置条例

スキーフィールドの営業時間に基

づき利用者の利便性を図る

ため、これまでの1日券と

ナイト券に改めるよう、本条

例の一部が改正されました。

△乳幼児医療給付に関する条例

児童福祉法に規定する措

置に基づき里親に委託され

た児童について、受給対象

とならないことから、本条

例の一部が改正されました。

△老人医療費の助成に関する条例

現役並みに所得がある場

合の医療費の負担割合が、現行の100分の20から1

00分の30へ引き上げられることから、本条例の一部

が改正されました。

△重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

現役並みに所得がある場

合の医療費の負担割合が、現行の100分の20から1

00分の30へ引き上げられることから、本条例の一部

が改正されました。